第十四条第三項の表市町村の項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次のように加える。

十五　環境性能割交付金	前年度の環境性能割交付金の交付額

第三十八条　新地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、平成二十九年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成二十八年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法（次項において「旧地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2　新地方交付税法附則第八条の規定は、平成二十九年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額の算定について適用し、平成二十六年度分、平成二十七年度分及び平成二十八年度分に係る旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額の算定については、なお従前の例による。

3　平成二十九年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項		同法第七十二条の七十六	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六
第三項の表道府県の項第八号及び同表市町村の項第三号	前年度中取得件数	地方税法第七十二条の七十六	平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第三項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六
		当該年度中取得見込件数として総務大臣が定める数	及び当該市町村の市町村民税の法人税割額
第三項の表市町村の項第十一号	並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数		
第三項の表市町村の項第十五号	前年度の環境性能割交付金の交付額	当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額	

4　平成三十年度分及び平成三十一年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「同法第七十二条の七十六」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六」と、「地方税法第七十二条の七十六」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六」と、同条第三項の表市町村の項第十一号中「数値並びに」とあるのは「数値、」と、「市町村の従業者数」とあるのは「市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額」とする。

（道路運送車両法の一部改正）

第三十九条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の二十七第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「軽自動車税」を「軽自動車税種別割（軽自動車税の種別割（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第二号に掲げる種別割をいう。）をいう。第九十七条の二第一項及び第二項において同じ。）」に改める。

第九十七条の二第一項中「自動車税又は軽自動車税」を「自動車税種別割（自動車税の種別割（地方税法第百四十五条第二号に掲げる種別割をいう。）をいう。次項において同じ。）又は軽自動車税種別割」に改め、同条第二項中「自動車税又は軽自動車税」を「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」に改める。

（道路運送車両法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条　前条の規定による改正後の道路運送車両法（以下この条及び附則第五十三条において「新道路運送車両法」という。）の規定の適用については、当分の間、新道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第三号中「納付」とあるのは、「納付（検査対象軽自動車に係る平成二十八年度以前の年度分の軽自動車税の納付を含む。）」とする。

2　平成二十八年度以前の年度分の自動車税又は軽自動車税を課されたことがある自動車についての新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税種別割（」とあるのは「平成二十八年度以前の年度分の自動車税若しくは自動車税種別割（」と、「軽自動車税種別割」とあるのは「平成二十八年度以前の年度分の軽自動車税若しくは軽自動車税種別割」と、同条第二項中「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」とあるのは「平成二十八年度以前の年度分の自動車税若しくは自動車税種別割又は平成二十八年度以前の年度分の軽自動車税若しくは軽自動車税種別割」とする。

（税理士法の一部改正）

第四十一条　税理士法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十条の三第二項」を「第十条の四第二項」に改める。

第五十一条の二中「、自動車取得税」を削る。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条（税理士法第五十一条の二の改正規定に限る。）の規定の施行後も、なおその効力を有する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「基いて」を「基づいて」に、

「合衆国軍隊の所有する自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（以下「自動車」という。）並びに軽自動車税の引取り（地方税法（以下「自動車等」という。）

「合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関に供する軽油の引取り（地方税法第百四十四条の三十一第一項に規定する炭化水素油の消費を含む。）